

大野北公民館利用サークル協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 この協議会は、大野北公民館利用サークル協議会（以下「利用協」という）といい、事務所を大野北公民館内に置く。

(目的)

第2条 利用協は、サークルの自主的な公民館活動の促進を図るとともに地域の生涯学習活動の推進と公民館の利用環境の維持、向上、及び利用者相互の親睦を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 利用協は、相模原市生涯学習情報システムにおいて活動場所を大野北公民館としている団体並びにサークル等（以下「サークル」という）をもって組織する。

2 利用協は、全サークルを別表の部門で編成する。

3 館長は、参与として利用協に参加し、利用協の会務に対し助言を与えることができる。

(事業)

第4条 利用協は、第2条の目的達成のため、次の各号に定める事業を行なう。

(1) 地域の生涯学習活動の推進に関すること。

(2) 活動成果の発表の機会を企画し実施に関すること。

(3) 公民館の利用環境の維持、向上に関すること。

(4) 各種学習会等を開催すること。

(5) その他目的達成のための必要な事業。

(6) 事業年度は、原則として総会終了時から次年度の総会終了時までの期間とする。

(役員及び任期)

第5条 利用協に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 総務 4～8名

(4) 管理 4名

(5) 会計 2名

(6) 会計監査 2名

(7) 相談役 若干名を置くことができる。

2 役員の任期は総会で選出されてから2年後の総会改選時までとする。但し再任は妨げない(変更)

3 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期が満了となっても、後任者が就任するまでは、なおその職を行なうものとする。

(役員を選出)

第6条 役員を選出は役員任期満了となる年度末の総会にて行う。

2 役員会は、総会前に会長、相談役及び役員候補者を選出し、総会にて承認を受ける。但し役員候補者のうち、4名までは役員会の決議により、別途定める公募規定にて役員候補者を選出できる。

3 役員には、サークル部門毎に原則として学習部門、地域及び子育て部門、文芸美術部門、生活文化・料理部門、音楽及び芸能部門、健康レク部門のそれぞれで2名以上の構成となるように選出する。

4 前項の役員候補者は、総会にて承認を受けるものとする。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

- (3) 総務は、運営に関する事務を処理する。
- (4) 管理は、機材、備品の整備、維持管理を行う。
- (5) 会計は、会計処理を行う。
- (6) 会計監査は、会計の監査を行う。
- (7) 相談役は、会務に関して助言等を行うことができる。

(会議)

第8条 利用協の会議は、総会、役員会とする。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、毎年1回開催し次の事項を協議する。また、その他必要に応じて臨時総会を開催する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 役員を選出、会則の改廃に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項。
- (5) 総会は、出席者をもって開き、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2 総会の議長は、その総会において、出席した者のうちから選任する。

(役員会)

第10条 役員会は、第5条に規定する者をもって構成し、次の事項を行なう。

- (1) 総会で決定する事項を審議すること。
- (2) 総会決定事項の執行に関すること。
- (3) 利用協の運営に関すること。
- (4) その他、会長が必要と認める事項に関すること。
- (5) 役員会は、過半数の出席がなければ開くことができない。
- (6) 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2 役員会の議長には、会長があたる。

(会計)

第11条 利用協の経費は、バザー収益金その他の収入を持ってあてる。

2 会計年度は、毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って決める。

附 則

- 1 この会則は、平成18年2月25日より施行する。
- 2 この会則は、平成26年2月22日より施行する。
- 3 この会則は、平成28年3月12日より施行する。
- 4 この会則は、平成30年3月10日より施行する。
- 5 この会則は、令和5年3月11日より施行する。

別表（第3条2項の関係）サークル部門

学 習	文芸美術	生活文化・料理	音 楽	芸 能	健康レク	子育て	地 域
-----	------	---------	-----	-----	------	-----	-----